

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第61条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「をいう。以下同じ。）を提供」を「をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、同条第2号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第61条の2中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、児童発達支援に係る基準該当通所支援に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。